

見附市告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、関係図面は、令和7年3月18日から3月30日まで見附市建設課において縦覧に供する。

令和7年3月18日

見附市長 稲田 亮

1 道路の占用を制限する区域

次の表に掲げる道路の区域（道路法第18条第1項の規定による道路の区域の変更により令和7年3月18日以降に道路の区域となった箇所を含む。）

道路の種類及び路線名	区 域
上新田市野坪線	見附市上新田町字大面江東120-2から 見附市葛巻町字漕渡1683-3まで
十二ノ木線	見附市葛巻町字漕渡1781-3から 見附市昭和町1丁目99-1まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設けられる電柱（占用の制限を開始する日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することが困難と認められる場合は、この限りでない。

3 占用を禁止する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和7年3月31日